

昭和四十九年厚生省令第三十四号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）第四条第一項及び第二項並びに第八条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（家庭用品の基準）

第一条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）以下「法」という。第四条第一項の規定により指定する家庭用品は、別表第一の有害物質の欄の区分に応じ同表の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の家庭用品の欄の区分に応じ同表の基準の欄に掲げるとおりとする。

第二条 法第四条第二項の規定により指定する家庭用品は、別表第二の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の基準の欄に掲げるとおりとする。

第三条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 食品衛生監視員（食品衛生法施行令（昭和二十八号政令第二百二十九号）第九条第一項第二号又は第三号に該当する者に限る。）
二 薬事監視員（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十八号第一号又は第二号に該当する者に限る。）
三 次のいずれかに該当する職員
イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十二年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

第四条 家庭用品衛生監視員は、法第七条第一項の規定により家庭用品を収去しようとするとき

は、その相手方に、様式第一による収去証を交付しなければならない。（身分を示す証明書）

第五条 法第七条第三項に規定する証明書は、様式第二によるものとする。

附則 抄

1 この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一中有機水銀化合物に係る部分は、昭和五十年一月一日から、同表中ホルムアルデヒドに係る部分は、同年十月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノフタリン（別名「デルドリン」）に係る部分は、同年十月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中トリフェニル錳化合物に係る部分は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中四・六一ジクロロエー七ー（二・四・五）トリクロロフェノキシ）ー（二）トリフルオルメチルペンズイミダゾール及びメタノールに係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。第八号の規定の施行の際現に家庭用品衛生監視員が携帯する証明書は、同条の規定による改正後の様式による証明書とみなす。

附則 抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 抄

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 抄

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 抄

この省令は、平成十六年六月十五日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第二の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。

附則 抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 抄

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

附則 抄

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

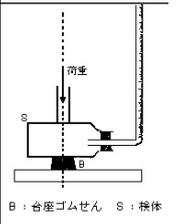
水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもので5%以下であるもの（水酸化ナトリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	アルカリの量として5%以下であること。
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾール製品	0.1W/W%以下であること。
トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品	0.1W/W%以下であること。
トリリス（1ーアジリジニル）ホスフィンオキシド	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと
トリリス（2,3ジブロムプロピル）ホスフィンオキシド	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと
トリフエニル錫化合物	繊維製品のうち、おしめカバー、おしめ掛け、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした家庭用接着剤	試験1gあたり錫0.1mg以下であること
トリブチル錫化合物	繊維製品のうち、おしめカバー、おしめ掛け、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした家庭用接着剤	試験1gあたり錫0.1mg以下であること

ビス（2,3ジブロムプロピル）ホスフィンオキシド	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと
ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキバール	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具及び家庭用毛糸	試験1gあたり30mg以下であること
ソジメタノナフタリン（別名デキシルドリン）	衣、外衣、帽子、寝具及び家庭用毛糸	試験1gあたり10mg以下であること
ベンゾ「a」アントラセン	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具及び家庭用毛糸	試験1gあたり10mg以下であること
ベンゾ「a」ピレン	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具及び家庭用毛糸	試験1gあたり10mg以下であること

ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具であって、出生後24月以内の乳幼児用のもの	試験1gあたり7mg以下であること
メタノール	繊維製品のうち、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具であって、出生後24月以内の乳幼児用のもの	試験1gあたり5mg以下であること
有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、帽子、寝具であって、出生後24月以内の乳幼児用のもの	試験1gあたり0.1mg以下であること

別表第2（第2条関係）

家庭用品	塩化水素又は左に掲げる家庭用品の容器又は被包は硫酸を含有し、その品質及び構造が、次の試験に適合しなければならぬ。
基準	<p>1 液体状の呼び内容量が満たされた住居用の洗浄剤1 漏水試験</p> <p>2 落下試験</p> <p>3 耐酸性試験</p> <p>4 圧縮変形試験</p>

<p>水酸化カリウム又は水は、その品質及び構造が、塩化水素酸化ナトリウム又は硫酸を含有する住宅用の洗浄剤ウムを含有する液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する家庭用を含有する製剤たる劇物を除く。）の洗浄剤での項基準の欄に掲げる試験に適合し液体状のものなければならない。（水酸化カリウム又は水とあるのは「家庭用の洗浄剤」は水酸化ナトリウムと、「耐酸性試験」とあるのは「耐トリウムをアルカリ性試験」と読み替えるもの含有する製剤とする。）</p>	 <p>B : 台座ゴムせん S : 液体</p>
--	--